

No	区分	質問	回答
1	標準的な様式	令和6年4月入所からの使用が難しいが、経過措置はあるか。	経過措置はございません。できるだけ早く使用してください。また、マイナポータル(びったりサービス)において公開している就労証明書の様式は、独自様式を使用しなくなった時点で差し替えをお願いします。
2	標準的な様式	標準的な様式を令和5年の12月入所、或いは令和6年の5月入所分から使用してよいか。	差し支えございません。
3	標準的な様式	追加的記載項目欄に児童氏名や生年月日、第一希望園などを記入してよいか。	お尋ねの項目は記入不可となります。 ・簡易版から削除した項目の追加はできない。 ・企業の証明事項ではないため記載はできない。 申請者の自己申告で可能な事項は申請者から提出してもらおう書類に記入してもらおうなどの対応をお願いします。
4	標準的な様式	追加的記載項目欄に「単身赴任」「育休短縮の可否」を記入してよいか。	差し支えございません。
5	標準的な様式	追加的記載項目欄にセルを追加してよいか。	追加的記載項目欄にセルを追加しないようお願いします。
6	標準的な様式	使わない項目のセルを非表示又は削除してもよいか。	非表示、削除ともに不可となります。
7	標準的な様式	列の追加やセルの結合は可能か。	列の追加やセルの結合は不可となります。
8	標準的な様式	14番の備考欄のセルの幅は変更してよいか。	セルの高さ・幅の変更は可能(行・列の追加は不可)となります。
9	標準的な様式	追加的記載項目欄のセルは結合してもよいか。	差し支えございません。 ただし14番以前はセルの結合不可となります。
10	標準的な様式	市区町村独自の追加欄として管理番号等を追加したいが、左上のスペースを活用してよいか。	オンライン提出後の様式に書き込むのは差し支えございません。
11	標準的な様式	記載要領は修正してもよいか。	差し支えございません。
12	標準的な様式	標準的な様式の項目は全て証明してもらう必要があるか。	企業の証明が必要ない項目については証明してもらう必要はありません。(セルの削除や非表示等は行わないようお願いします。)
13	就労証明書の提出方式	企業等事業者による直接提出方式の検討を止めた理由を教えてください。	就労証明書と入所申込を別々に行う事により、紐付に必要な情報の連絡/入力ミスや、企業等事業者が提出先市区町村を誤ること等が発生し、就労証明書が正しく提出されないことに伴う申請者への不利益が生じることが想定されるほか、紐付事務及び片方のみ提出された場合の管理負担が市区町村側に新たに生じるなど、企業等事業者が直接市区町村に提出することにより、メリット以上のデメリットが見込まれるため検討を取りやめたところです。
14	就労証明書の提出方式	令和6年度入所分では直接提出方式には対応しないとの事だが、来年度以降分では対応する予定はあるか。	少なくとも企業等事業者や市区町村の事務負担が生じるフローについては、来年度以降分でも考えておりません。 引き続き関係者の負担軽減となる提出方式を実現できる検討を進めてまいります。
15	就労証明書の提出方式	保育施設等の入所申込等の就労証明書の添付が必要な手続について、マイナポータル(びったりサービス)を利用していないが必須なのか。	オンライン申請が実現できるのであれば、びったりサービスに限定してないため、保育施設等の入所申込等において就労証明書の添付を行いオンライン申請が完結するのであれば、問題ありません。
16	就労証明書の提出方式	保育施設等の入所申込等の就労証明書の添付が必要な手続について、既にマイナポータル(びったりサービス)を利用しているが、何か対応する必要があるのか。	現時点で、びったりサービスをご利用いただいている場合は、そのままご利用いただけます。ただし、手続情報に市区町村独自の就労証明書の様式(ひな形・記入例)を登録している場合は、標準的な様式を利用できる環境が整った段階で差し替えをお願いします。 なお、添付する就労証明書のファイル形式については、PDF形式ではなくエクセル形式の提出を推奨します。
17	就労証明書の提出方式	就労証明書のファイル形式はPDFは使えないのか。	使う事は可能ですが、企業等事業者がエクセルからPDFへ変換する作業負担が発生するため、従業員数が多い企業等事業者の場合、変換だけでも相当な時間を必要とする可能性があるため、負担軽減の観点からエクセル形式を推奨しております。


No	区分	質問	回答
18	就労証明書の提出方式	保育施設等の入所申込等の就労証明書の添付が必要な手続について、オンライン申請に対応していないが、今年度の実施に間に合うか。	びったりサービス（マイナポータル申請管理）で手続公開・申請データの受取については、既に全市区町村にアカウントを発行しており、すぐにもオンライン申請開始に向けての準備を始めることが可能です。また、「保育施設等の入所申込」等の申請様式登録に必要な国の標準様式を設定しており、こちらを活用いただく事で円滑にオンライン申請を開始することが可能です。詳しい操作方法については事務連絡記載のびったりサービスヘルプデスクにお問い合わせください。
19	就労証明書作成コーナー	就労証明書作成コーナーの市区町村毎の様式削除・企業等事業者による市区町村毎の就労証明書が作成機能が削除されるとあるが、削除後はどのような内容が表示されるのか。	P3「就労証明書作成コーナー変更後イメージ」をご確認ください。
20	就労証明書作成コーナー	就労証明書作成コーナーの市区町村毎の様式削除・企業等事業者による市区町村毎の就労証明書が作成機能が削除されるとあるが、就労証明書を作成する企業担当者への説明はどこで行われるのか。	変更後の就労証明書作成コーナーのお知らせ欄にて、削除された旨を表記いたします。
21	就労証明書作成コーナー	就労証明書作成コーナーの市区町村毎の様式削除・企業等事業者による市区町村毎の就労証明書が作成機能が削除されるとあるが、今後はどのように申請者・企業に市区町村独自様式である旨を周知すればよいか。	変更後の就労証明書作成コーナーのお知らせ欄に、標準的な様式を原則使用する観点から機能削除する旨を記載するため、就労証明書作成コーナーでは市区町村毎にどのような様式を採択しているかの情報をお示しする事はなくなります。そのため、市区町村ホームページや入所申込にかかるパンフレット・しおり等にて、周知をお願いいたします。
22	就労証明書作成コーナー	令和5年度入所分についても、市区町村毎の就労証明書が作成機能が削除されるのか。	令和5年度入所と令和6年度入所が並行して行われることは承知しておりますが、標準的な様式を原則使用する想定により、今回のタイミングで機能の削除をいたします。
23	就労証明書作成コーナー	今後、市区町村毎の就労証明書作成機能が提供されることはあるのか。	標準的な様式を原則使用する想定としているため、提供予定はありません。

就労証明書作成コーナー

お知らせ

標準的な様式を原則利用する(令和5年5月29日子ども家庭庁成育局保育政策課発出の事務連絡より)観点から、令和5年9月より就労証明書作成コーナーにて、自治体独自様式での就労証明書作成およびダウンロード機能は削除いたしました。以下の標準的な様式をダウンロード・ご記入のうえ、従業員（申請者）にエクセルファイルをお渡しください。また、自治体毎の独自様式での提出要否は、各自治体ホームページ等の案内をご確認いただくようお願いいたします。

就労証明書の様式をダウンロードしてください。

[様式はこちら](#) 

最終更新日：2023年08月09日

お問い合わせ先は以下を参照してください。

就労証明書作成コーナーに関するお問い合わせは[こちら](#)